

議員が町政を問う

一般質問

質問には会派代表で行うものと、個人質問があります。各記事は質問をした議員本人が作成しています。

【9月3日・4日】

13人の議員が質問

※予定は変更する場合があります。詳しくはホームページをご確認ください。

令和6年第4回定例会の一般質問の様子は、12/7(土)・8(日) 9時～CCNCケーブルテレビにて放送予定!

次回の議会は...



令和6年第4回定例会(予定)

- 11/22(金) 請願・陳情提出期限
- 12/ 2(月) 9:00 開会
- 3(火) 9:00 一般質問1日目
- 4(水) 9:00 一般質問2日目
- 11(水) 9:00 議案に対する質疑
- 12(木) 9:00 総務企画委員会
- 12(木) 14:00 建設経済委員会
- 13(金) 9:00 文教厚生委員会
- 18(水) 14:00 閉会

議会を傍聴できます!



どなたでも傍聴可能です。2階の議場の入り口にて受付をしております。お気軽にお越しください。



傍聴のご案内

手話通訳者・要約筆記者の申請方法も掲載しております。

《答弁部署の略号》

総 総務部

企 企画部

福 健康福祉部

経 生活経済部

建 建設部

教 教育部

副 副町長

Q 未納の税や使用料への対応は

A 今後も厳格に対応していく

Q 滞納された税や保険料、使用料などの債権回収は専門的なので、債権回収マニュアルの整備が必要では。

A 総 一元化により効率的な納付折衝、滞納処分が期待できる一方、法令による収集情報への守秘義務や債権管理システムの構築などが必要となる。先進自治体などを調査研究する。

Q 本町では滞納者情報が他課と共有されていない。情報を一元管理することで、家計の状況や納税状況などが把握でき、徴収の効率化が図られるのではないか。

A 町長 法令上の異なる債権が混在するため、事務内容を整理することは有効と考える。対象となる公金の種別、債権回収の手続き、債権回収が困難な場合の債権放棄、債権回収に用いる様式など、マニュアル策定に向け調査研究を進める。

Q 債権管理に関する条例制定も進めるべきではないか。

A 総 税などは町の主財源であり、公平性確保のため今後とも厳格に対応していく。

Q 徴収ができるのは町民ではなく職員だけ。滞納者への十分な配慮とともに厳格な対応を求める。

A 副 債権は適用法令もさまざまであり、マニュアル整備と合わせ調査していく。

債権管理のマニュアル整備と情報一元化で、効率的な収納を求める。

いしはら じゅうろう
きずな 石原 壽朗



会派代表



Q 「こども計画」の重点施策は

A こども家庭センターの設置

令和7年度から実施される「こども計画」において武豊らしい子育て支援の姿は、

誰ひとり取り残さない社会の実現に向けて具体的な重点施策は。

本町のこども計画は、策定中であり、具体的な重点施策は検討している段階。具体的施策の1つとしてこどもや子育て家庭が問題を抱えた際、早期発見とともに児童福祉サービスに早期につながる、安心して育児ができるための仕組みとして、母子保健と児童福祉を一体的に行う「こども家庭センター」を令和7年度中に保健センター内に開設予定。こどもや妊産婦、子育て家庭が今後どうありたいかを支援するサポートプランの作成、子育て家庭への支援の充実など、妊娠期から顔の見える支援体制が強み。加えて、転入世帯にも、相談窓口の明確化や専門職による家庭訪問などを実施。



子育て支援の現場に多様な専門職を配置してほしい。

さくらい まさみ
みらい 櫻井 雅美



センターに新たな専門職の配置は。

福職員に心理職を加える予定。

人材の確保が難しくなってきた。職員の新たな資格取得は。

福センターの開設には、専門研修を受講した職員の配置が必要。3名受講中。

Q 全住民への行政情報の発信は

A 防災行政無線活用を検討する

南海トラフ地震臨時情報の発表では、防災無線や自主防災等の活用はなく、高齢者やSNSなどでの情報を得ることができないデジタル弱者には、行政からの情報を得ることはできていなかった。南海トラフ地震臨時情報の発表の周知方法を、高齢者やデジタル弱者にも伝わるよう、今後改める考えはないのか。

この度の経験から、南海トラフ地震臨時情報の周知方法で、防災行政無線の活用も検討する。



▲能登半島地震被災地(珠洲市)

災害発生時には、行政から、全ての住民にわかりやすい情報の提供が求められます。

いしかわ
政和クラブ 石川 よしはる



南海トラフ地震臨時情報の発表で、町はどのような対応を取られたのか。

職員には、武豊町業務継続計画を確認し、即時対応できるように指示をした。

町民には、武豊町地震災害警戒本部を設置した旨の周知と、地震に対しての備えを再確認して頂くよう、メールサービス、LINE及び町ホームページによりお知らせを行った。

南海トラフ地震臨時情報の発表では、防災無線や自主防災等の活用はなく、高齢者やSNSなどでの情報を得ることができないデジタル弱者には、行政からの情報を得ることはできていなかった。南海トラフ地震臨時情報の発表の周知方法を、高齢者やデジタル弱者にも伝わるよう、今後改める考えはないのか。

南海トラフ地震臨時情報に対して、いこいのサロンや自主防災会など幅広い機会に住民周知を進めていくことへの見解は。

防災ボランティアの会のお力を借りながら、様々な場面で、周知を図っていく。

他に「有機フッ素化合物(PFAS)」について「質問。」

Q ユマニチュードの啓発活動は

A できることから進めていく

Q ユマニチュードについて地域住民に広く理解してもらう啓発活動を行う考えは。

「ユマニチュード」とは認知症の人に「あなたを大切に思っている」ことを表現する技法。



公明党議員団 鳥居 美和

A 福 ユマニチュードは、フランス発祥の認知症等の介護ケア技法で「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つを柱に「その人らしさを取り戻す、優しい認知症ケア」であるとされている。認知症の方々に効果が高く、実践しやすいと注目を集めているケアの方法であり、誰でも学ぶことのできる優れたコミュニケーション技術の一つであると認識している。ユマニチュードについての啓発活動として、広報、ホームページ等の活用や、他自治体の先進事例を参考に、できることから進めてまいりたいと考えている。

Q 啓発活動を具体的にどう進める考えか。

A 福 介護者同士の集う場等において、ユマニチュードの技法を学べるDVDを活用し、ケア技法の一つとして知っ

ていただく機会を考えている。同様に「ユマニチュード」の普及・浸透に取り組み「一般社団法人日本ユマニチュード学会」のホームページに、本町ホームページや広報紙から、アクセスできるようにしたらと考えている。

他に「認知症が原因による迷い人対策について」質問。

ユマニチュードの基本的な概念



Q 合理的配慮提供ビジョンは

A 支え合い人がつながるまち

誰もが日々笑顔で暮らすことのできる「ひとにやさしい武豊町」を目指して。



ふくもと たかひさ
みらい 福本 貴久

Q 障がいのある人もない人も分け隔てなく、共に生きる社会の実現に向けて、町としてのどのようなビジョンを持っているのか。

A 福 「合理的配慮の提供」について、町の広報紙・ホームページへの掲載および研修会を実施し、広く周知に努めている。

合理的配慮の提供は、障がいのある人もない人もお互いに認め合いながら、ともに生きる社会実現への一歩である。

行政などが支援で助ける「公助」、ボランティアや地域などで互いに助け合う「互助」、福祉サービスなどの助け合いの仕組みの「共助」、自分自身や家族の助けによる「自助」、これらの合理的配慮の提供が進むことにより「助」がさらに深まり、それぞれが協力連携することにより「支え合いみんなでつくる人がつながるまち武豊」になると考えている。

Q 合理的配慮の提供に関する町内事業者への情報提供の取り組みは。(令和6年4月1日から事業者にも義務化)

A 福 武豊町商工会に協力いただき、商工会ホームページへ掲載を依頼しているほか、障がいのある人の「利用頻度が高い」と思われる町内事業者を中心に研修の案内をし、町内金融機関や半田警察署も参加している。

「合理的配慮の提供」が事業者にも義務化されました困ったときは...

☆[不当な差別的取扱い]をしないようにするにはどうすればよいのか、「合理的配慮の提供」を求められたが、どのように対応すればよいかわからない...など、障害者差別解消法に関し困りごとがあれば、まずは地域の身近な相談窓口にご相談ください。



武豊町役場 福祉課 ☎ 0569-72-1111

Q 民生委員の処遇改善は

A 費用弁償費の改定を検討

地域で活動している民生委員
児童委員を知っていただく必要
がある。

く の い さ お
みらい 久野 勇



民生委員は非常に重要な
任務を担っている。人生経
験豊富で社会福祉に熱意が
ある方をお願いしたい。

Q 民生委員児童委員のお仕
事は。

A 福 社会福祉の増進のため、生活や福祉全般に関する相談・援助活動をしている。主に、一人暮らし高齢者の訪問、下校時の立哨、子ども食堂の手伝いなど多岐にわたり活動している。

Q 民生委員の担い手が難しくなっていると聞くが実態は。また対策は。

A 福 定年延長等、社会情勢の変化もあり苦慮している地区もある。活動内容を理解していただき対策に努める。

Q 民生委員はボランティアと言われているが仕事の対価として報酬を払うべきでは。



▲子ども食堂

A 町長 民生委員法で、給与は支給しないものと定められている。ただし、委員の活動費、通信費などの費用弁償費は県、本町より支給している。また、協議会の視察研修費、役員会や福祉部会、地域部会における会議、活動費等に必要な費用も本町より支給している。近年の諸物価高騰を踏まえ、費用弁償費、部会活動費など、近隣市町の状況、協議会の意見を聞き、額の改定について検討していきたい。

Q 時差出勤制度の拡大は

A 働きやすい制度を模索する

職員の要望を聞き、みんなが安心して働けるような働き方改革の推進を。

たにがわ けんいちろう
きずな 谷川 健一郎



行政サービスの維持、向上のため、人材確保へつながる改革を。

Q 過去5年間の職員の離職者数の推移は。

A 企 定年、60歳以上退職者及び任期付職員を除いた中途退職者数は、令和元年度18名、令和2年度14名、令和3年度11名、令和4年度15名、令和5年度21名。

Q 令和5年度の時間外勤務時間の月平均時間は。

A 企 一人当たり月15時間。

Q 時間外勤務時間の月平均算出時に、管理職は含まれているか。

A 企 含まれていない。

Q 勤務開始時間と開庁時間が同じだが、開庁時間を短縮する考えは。

A 企 開庁時間を短縮するこ

とで住民サービスへの影響も懸念される。他自治体を参考に調査研究していく。

Q 育児・介護が必要な職員に対し、時差出勤など柔軟な勤務体制の推進がされているが、対象を全職員へ拡大する考えは。

A 企 職場や職員の要望をヒアリングし、全ての職員が働きやすくなったと感じられる方法を模索していく。



▲現在の業務時間

Q 町民の命を守るには

A 体制を整え対策を講じている

Q 熱中症から町民の命を守る取り組みは。

A 町ホームページで注意喚起を行っている。また、今年創設の特別警戒アラートの発表時には、同報無線で注意情報の発信やクーリングシエルトの設置の要請をする。

Q 高齢者に対する熱中症予防の取り組みは。

A 情報提供とともに高齢者に関わる様々な方々、機関等と連携し対策に努める。

Q エアコンの無い高齢者世帯に、購入費などを助成する考えは。

A 現時点で考えていない。

Q 小中学校における熱中症対策は。

A 県教育委員会が策定したガイドラインに基づき、児童生徒の健康および安全管理に努めている。

町民の命を守る「熱中症対策」「ゲートキーパーの普及」の強化を求める。



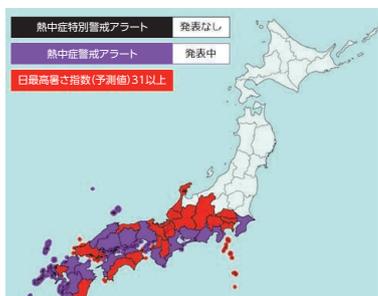
いしかわ よしき
きずな 石川 喜次

Q 自殺対策で最も重要なことは。

A ゲートキーパーを増やすこと。相談支援体制を整えること。

Q 今後のゲートキーパー研修の受講対象者は。

A 多くの町民の皆様にご講じていただきたい。



▲熱中症警戒情報

Q 仮置き場候補地の考えは

A 候補地から改めて選定する

Q 仮置き場候補地についてのお考えは。

A 面積のみから「二次仮置き場」18か所「二次仮置き場」2か所を選定している。

ただし、住宅地や土地利用状況から利用が困難であるため、候補地から改めて選定をする。「二次仮置き場」2か所は、他の自治体からの支援の受け入れや、民間事業者等への委託も考える。

Q 仮設トイレや便袋の備蓄についてのお考えは。

A 避難者4500人に対し90基の災害用備蓄トイレを確保している。また、便袋については、1人当たり1日5回7日分の157500回分を目標に計画的な確保に努めている。

Q し尿の出し方と出した後の処理方法はどのようになっていますか。

A 便袋を装着して、使用

災害発災後の迅速な廃棄物処理と住民の衛生的な生活環境のために質問！



かい ゆりこ
公明党議員団 甲斐 百合子

後は凝固剤で固めて、決められた場所へ「し尿ごみ」として、出していただく。備蓄トイレを設置しトイレを確保する。また「し尿ごみ」は知多南部広域環境センターで焼却処理をする。

Q 最終処分場についての本町のお考えは。

A 町最終処分場へは災害時の廃棄物を埋立処分しない。



Q 現代に合ったいじめ解決法は

A 先生との信頼関係だけで解決

いじめ加害者の信頼構築を言い訳にし、被害者に我慢させる古い教育体制は変えるべき!



とば ひさし

Q 寝屋川市のいじめ通報・相談促進チラシのように毎月いじめの相談ができ、学校以外の相談先がわかる仕組みを作れないか。

A 教 教育という人間形成をしていく場を考えたとき、適した手法と考えるにくい。

Q 先生が信用できず学校にいじめ相談ができない、電話・インターネットもない、相談機関まで行けない子どもの相談先は。

A 教 先生と子どもの関係の再構築で、子どもが相談しやすい環境を作ることが大事。

Q 暴力行為、問題行動で授業妨害が継続的に起きる場合、別室指導を行うか。

A 教 加害児童の学習保障で文部科学省も別室指導の措置を取ることは可能。

Q 学校、教育委員会に不信

感がある人に、寝屋川市の監察課のように相談先を選べる体制にできないか。

A 教 本町に合った体制整備(現状の教育的アプローチ。寝屋川モデルのような行政的アプローチはできていない)に向けて調査、研究。



武豊町の校内暴力は全国平均の2倍、不登校1.5倍、いじめだけ0.2倍と異常に低くないことが問題。

Q 湿地サミットに向けた活動は

A 貴重な自然遺産のPRを発信

本町の自然遺産として魅力でもある壱町田湿地植物群落をどのようにPRしていくのか。



まつもと かずゆき
松本 万之
きずな

Q 愛知県湿地サミットとはどのような催し物なのか。

A 教 愛知県下で湿地や湿原等を保全している13市町の持ち回りにて、開催市町所属団体の活動発表や学識経験者の研究発表を行うものと、各湿地を見学するものです。

Q 本町の魅力とされる壱町田湿地植物群落のPRをどのような形で発信されるのか。

A 町長 ①一般公開 ②町ホームページへの掲載 ③写真展 ④植物図鑑・絵葉書の発行など。他に、愛知県博物館協会の季刊誌や地域のフリーペーパー、町観光協会のホームページへの掲載。

放置車両の対策は

Q 放置車両の発生防止について、どのような対応をとられているのか。

A 建 車を放置しやすい場所などに駐車禁止の警告看板や

ポストコーンの設置をするなどの措置や土木課職員において町内のパトロールを実施している。

Q 「放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定されるか。

A 建 条例の制定については道路以外に公園や公共施設の駐車場も含め関係各課と連携を図り条例制定に向けての調査研究を考えていく。



▲シロバナナガバノイシモチソウ

Q 本町のカスハラ対策は

A 窓口などに防犯カメラ設置

A 企 ハラスメント防止全般に対応する職員向け相談窓口を秘書広報課に設置している。また、カスハラの危険性がある場合、複数の職員での対応を心掛けている。

A 総 庁舎内等に合計32台の防犯カメラを本年度中に設置予定である。

Q カスハラ防止のために
行っている対応策は。

A 企 公務員のカスハラ判断は非常に難しい。職員の知識向上を図っていくことを最優先し、職員からの要望があれば、柔軟に対応する。

7月の高浜市役所での暴力・カスハラ事件。行政対象暴力が全国的に頻発。

もとむら つよし
本村 強



Q 地方公共団体におけるカスハラ発生日例は職場全体の3/4にのぼるといわれる。本町の実態はどうか。

A 企 カスハラに特化した調査は実施していないので、把握していない。

Q 危機管理意識が高くないのではないかと。今後の予定は。

A 企 職員の声を聞き、効果的な方法があれば取り入れたい。

Q 防犯訓練が必要では。

A 総 時機を見て実施の検討をする。

Q カスハラは職員が外部から受ける被害である。ポスターなどによる周知も必要ではないか。



札幌市役所のカスハラ防止ポスター

Q 学校給食費無償化は

A 給食費無償化、今はできない

A 町 小中学校の学校給食費の完全無償化については、子育て世帯の経済的負担軽減という観点では、意義あるものと思う。

限りある予算の中、選択と集中の理念を念頭に最大限の効果を狙った行政運営を行っているところである。

学校給食の無償化の考え

Q 昨年給食無償化を質問した時点では、愛知県内の給食無償化実施自治体は3市町であったが、現在は完全無償化7市町村、半額助成3市町、一部無償化が7市町となっている。

全額無償化、半額無償化、一部無償化している市町村は確実に増加している。無償化をしないというかたくなな態度を緩和する時期ではないか。

生活困窮家庭が多く存在している中、無償であるべき給食費の有償は許せない。

かじた すずむ
梶田 進



学校給食は「食育」という教育の一環である。義務教育は憲法で無償であることが保障されており、学校給食費の無償化を求める。

Q 学校で行っている給食費の集金は、教職員の労働条件を緩和するため、公会計(町が直接集金)に移すべきではないか。

A 教 近隣の状況を確認しながら内部でも検討を進めている。

としては、すべてにおいてかたくなに実施しないものではなく、時代の趨勢に合わせ時宜を失することなく対応している。

